



新型コロナウイルス流行の影響が長期間にわたり、路線バス等の利用者減の影響を受けている交通事業者に対し、今後の安定した運行体制の維持・確保に必要な支援金を交付しようとするもの。

## 1 支援対象とする事業者

令和4年1月1日時点で道路運送法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業を営み、市内に本店又は営業所を持つ法人。  
※岩手県バス協会又は北上地区タクシー業協同組合に加盟していること。

## 2 支援方法

路線バス及び乗合タクシーの維持を支援するため、対象事業者の申請により「**北上市路線バス等運行継続支援金**」を交付する。

(支援金額)

- ①市内を走る一般乗合路線系統数×20万円
  - ②花巻空港シャトルバス系統数×100万円
- 交付額：①+②の合計額

(参考) 補助対象系統  
路線バス：横川目線、石鳥谷線、成田線、北上金ヶ崎線、翔南高校線  
おに丸号飯豊黒岩線、おに丸号二子更木線、おに丸号稲瀬線  
おに丸号口内線、おに丸号鬼柳線  
花巻空港シャトルバス・スクールバス、高速バス  
乗合タクシー：相去地区乗合タクシー、稲瀬地区乗合タクシー  
和賀地区乗合タクシー

## 3 事業費概算

単位：円

路線等	系統数	系統数×20万円	空港シャトル	交付額
路線バス等、乗合タクシー	38	7,600,000	1,000,000	8,600,000

※ 事業者からの聞き取りに基づき試算。

## 4 申請期間・方法(案)

【申請期間】

令和4年2月上旬～3月中旬 申請受付・交付 を想定

【申請方法】

- 以下の書類を準備し、都市再生推進課交通政策係へ申請
- ・北上市路線バス等運行継続支援金交付申請書
  - ・事業の許可を受けたことを証する書類の写し
  - ・路線バス及び乗合タクシーの系統数を確認できる書類の写し